

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続き開始の公示

（建設のためのサービス、その他技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年6月20日

国立大学法人新潟大学 学長 牛木 辰男

記

1 業務概要

（1）業務名

新潟大学（五十嵐）ラーニングハブ新営設計業務（建築・設備）

（2）業務内容

五十嵐地区ラーニングハブ（RC2 延べ面積1,000 m²）新営工事の基本及び実施設計業務（建築・設備）

（3）履行期限 令和8年3月31日（火）

（4）本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適なものを特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

（5）本業務においては、参加表明書等の提出及び入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

（1）技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体であること。

①国立大学法人新潟大学契約事務取扱規程第3条及び第4条に該当しない者であること。

②文部科学省における令和7・8年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格において、「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。

③経営状況が健全であること。

④不正又は不誠実な行為がないこと。

⑤建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑥必要な技術者を配置できること。（詳細は、「説明書」等の配付資料による。）

⑦参加表明書の提出期限の日から技術提案書特定の日までに、国立大学法人新潟大学又は文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑧技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑨警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（2）技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

①担当予定技術者の能力

資格及び経験、同種又は類似の業務の実績

②技術提案書の提出者の能力

技術者数・技術力、同種又は類似の業務の実績、ワークライフ・バランス等の取組に関する認定状況

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

①担当予定技術者の能力

資格及び経験、同種又は類似の業務の実績

②業務の実施方針

業務内容の理解度、業務方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性

③課題についての提案

提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

④技術提案書の提出者の能力

技術者数・技術力、同種又は類似の業務の実績、ワークライフ・バランス等の取組に関する認定状況

3 手続等

(1) 担当部局

〒950-2181 新潟県新潟市西区五十嵐2の町8050番地

国立大学法人新潟大学施設管理部施設管理課総務係

電話 025-262-6065 FAX 025-262-6068

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和7年6月20日（金）から令和7年6月30日（月）12時00分まで。電子入札システムにより交付する。

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

令和7年6月20日（金）から令和7年6月30日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日9時00分から12時00分、13時00分から16時00分まで（最終日は12時00分まで）に、電子入札システムにより提出の上、（1）へ郵送又は託送すること（書留郵便等配達記録が残るものに限る。上記提出期限内必着。電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

(4) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

技術提案書の提出要請を受けた日から令和7年7月15日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日9時00分から12時00分、13時00分から16時00分まで（最終日は12時00分まで）に、電子入札システムにより提出の上、（1）へ郵送又は託送すること（書留郵便等配達記録が残るものに限る。上記提出期限内必着。電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3（1）に同じ。

(8) 記2（1）②に掲げる資格を満たしていない者も記3（3）により参加表明書を提出することができるが、記3（4）の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

(9) 詳細は説明書による。